

検討テーマに係る関係資料

(日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見)

令和3年4月21日



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業

令和3年度予算額:生活困窮者自立支援法等関係予算550億円の内数

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託できる。（令和元年度末現在の基幹的社協等は1,539カ所）（補助率）1／2

<事業の対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。
（令和元年度末実利用者数は55,717人）

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数 （人）	22,892 41.1%	13,579 24.4%	16,193 29.1%	3,053 5.5%	55,717 100.0%

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、
日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の
日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。
（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）

法人後見に関する 厚生労働省の取組について

障害者に対する成年後見制度関係の事業について

令和3年度予算

① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金513億円の内数）

- ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
- ・実施主体：市町村

② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金513億円の内数）

- ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - （1）法人後見実施のための研修
 - （2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - （3）法人後見の適正な活動のための支援
 - （4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
- ・実施主体：市町村

③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金513億円の内数）

- ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
- ・実施主体：都道府県、市町村

成年後見制度法人後見支援事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 令和3年度予算(障害者関係)

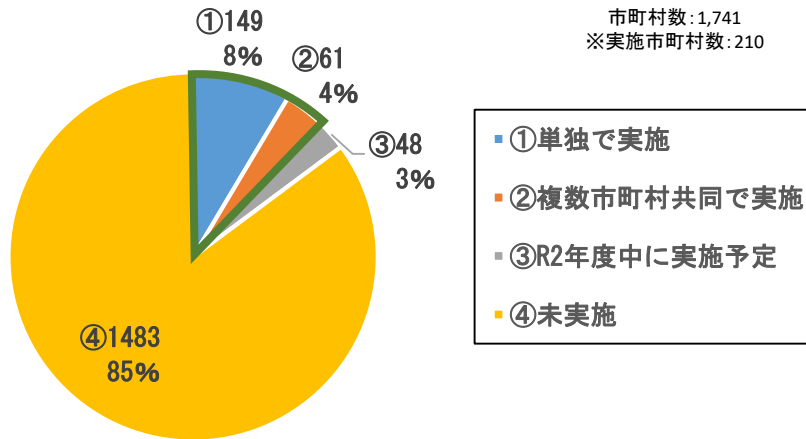
地域生活支援事業費等補助金513億円の内数(令和2年度:505億円、令和元年度:495億円)

5. 事業実施状況

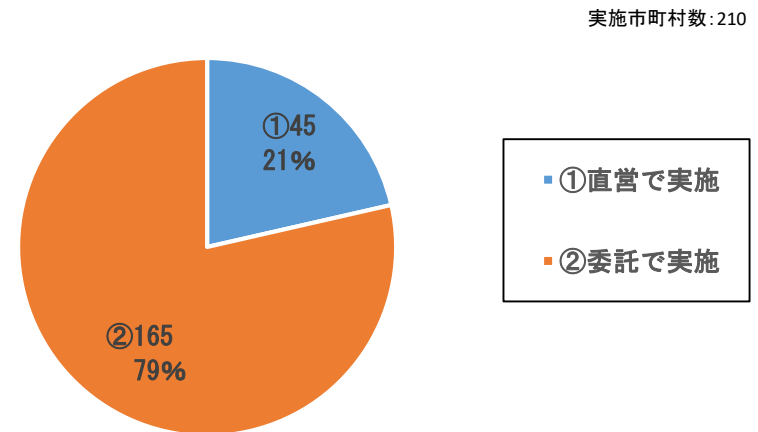
平成31年度 210市町村 ※ 令和2年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」結果による。

成年後見制度法人後見支援事業について

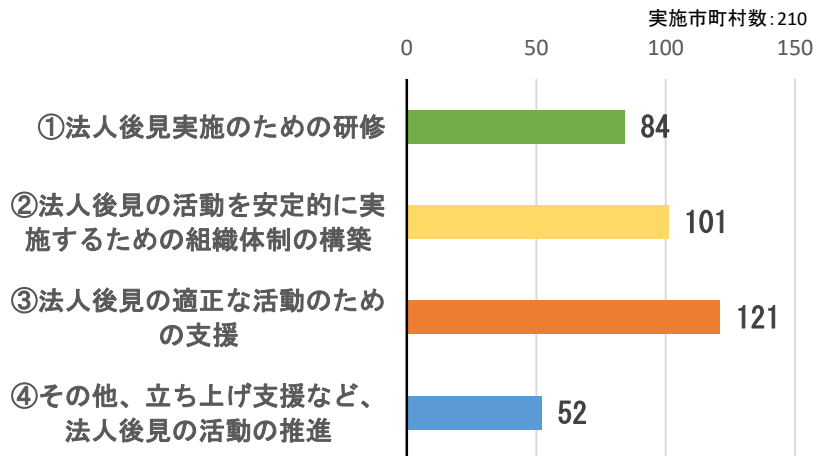
成年後見制度法人後見支援事業の実施状況



成年後見制度法人後見支援事業の実施方法

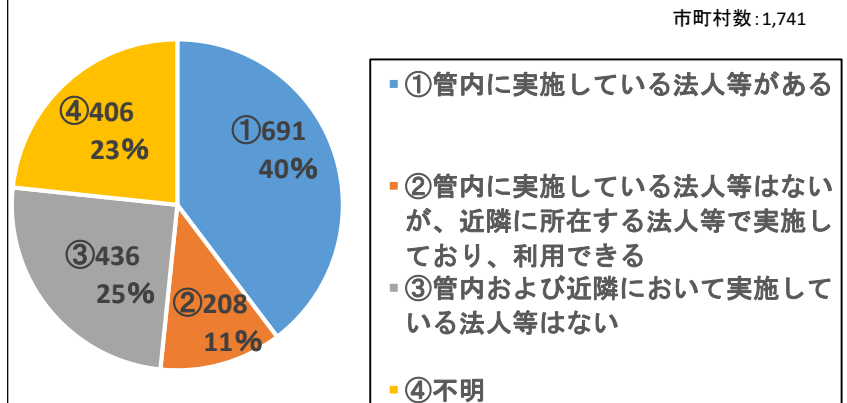


成年後見制度法人後見支援事業において実施している事業内容



※ 複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

市区町村における法人後見を実施している法人等の有無

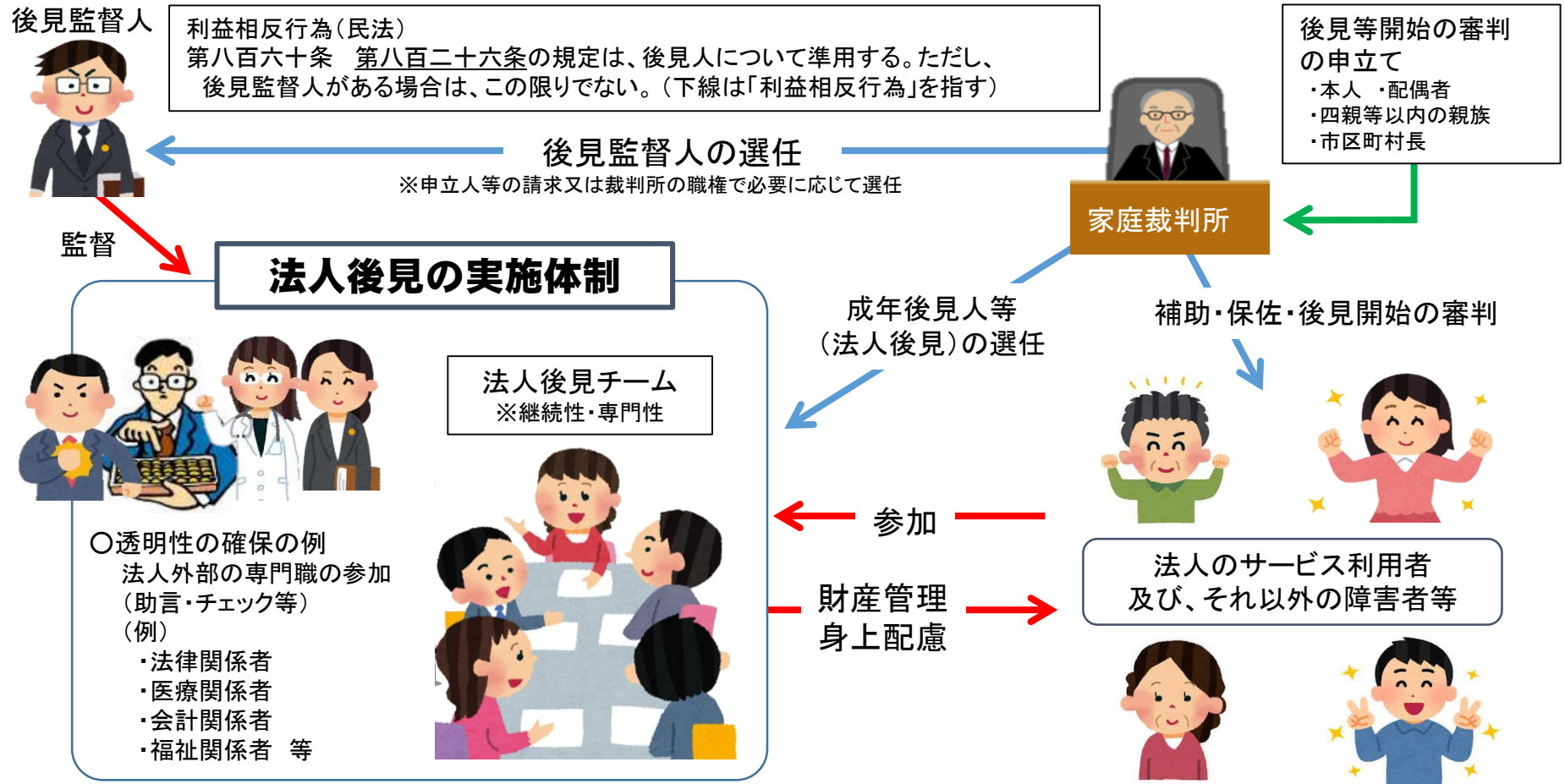


(注) 法人後見事務については自治体による指定等が必要な事務ではないため、調査時点で自治体が捕捉している情報である。

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月)抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、**後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に**、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、**地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め**、その普及に向けた取組を実施することが期待される。



障害者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正知的障害者福祉法 改正精神保健及び精神障害者福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正障害者自立支援法 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律) 【議員立法】	平成24年 4月施行	「成年後見制度利用支援事業(※)」を市町村地域生活支援事業の必須事業化 ※知的・精神障害者成年後見制度の利用に当たって必要となる費用について、助成を受けなければ利用が困難な者に対して助成。
	障害者総合支援法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	・事業者の努力義務として、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うことを明確化 ・後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加
	改正知的障害者福祉法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け
	改正精神保健及び精神障害者福祉法 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律)	平成26年 4月施行	・市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け

市民後見人に関する 厚生労働省の取組について

成年後見制度に係る厚生労働省のこれまでの取組

- 今後、認知症高齢者や親族等による成年後見の困難な者が増加すると見込まれることから、
- ・ 成年後見制度の利用促進を図るとともに、
 - ・ 介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の育成と活動支援を推進するため、以下の取組を実施

高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正老人福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正介護保険法	平成18年 4月施行	地域支援事業の創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業(※)」を必須事業化 ※ 成年後見制度に関する情報提供や申立てに当たっての関係機関の紹介等 「成年後見制度利用支援事業(※)」は地域支援事業の任意事業として実施 ※ 低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成
	改正老人福祉法 (介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)	平成24年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置づけ

高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
予算措置	市民後見推進事業	平成23年度～26年度	市町村が実施する①市民後見人の養成のための研修、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適切な活動のための支援への補助
	権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金による事業）	平成27年度～	認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援を切れ目なく、一体的に確保 →人材養成研修、権利擁護人材の資質向上のための支援体制整備
計画策定	認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）	2015（平成27年）～2025（令和7）年まで	認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進成年後見制度（特に市民後見人）や法テラスの活用促進、詐欺などの消費者被害の防止、高齢者の虐待防止
予算措置	成年後見利用促進連携・相談体制整備事業	平成29年度～	成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括センター等の相談機関やネットワークの構築などの体制整備
計画策定	認知症施策推進大綱	2019（令和元年）～2025（令和7）年まで	成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、虐待防止施策の推進

◆ 認知症施策推進大綱（概要）

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、**多くの人にとって身近なもの**となっている。
- 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

対象期間：団塊の世代が75歳以上となる**2025（令和7）年**までとし、策定後3年を目途に施策の進捗を確認

共生

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**



予防

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「**認知症になるのを遅らせる**」「**認知症になっても進行を緩やかにする**」という意味

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防治法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

（具体的な施策の5つの柱）

I 普及啓発・本人発信支援

II 予防

III 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

IV 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

V 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人の
視点の重視
の視

市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

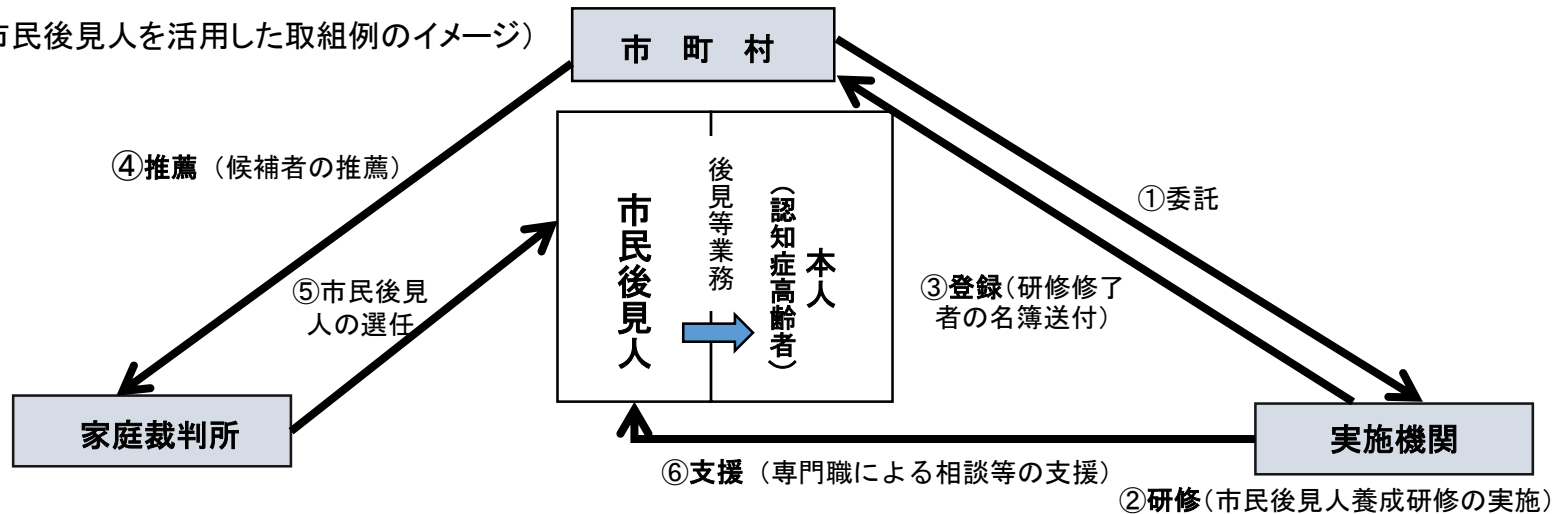
※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）による速報値

2012年：約462万人 （65歳以上高齢者の約7人に1人）

→ 2025年：約700万人 （65歳以上高齢者の約5人に1人）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

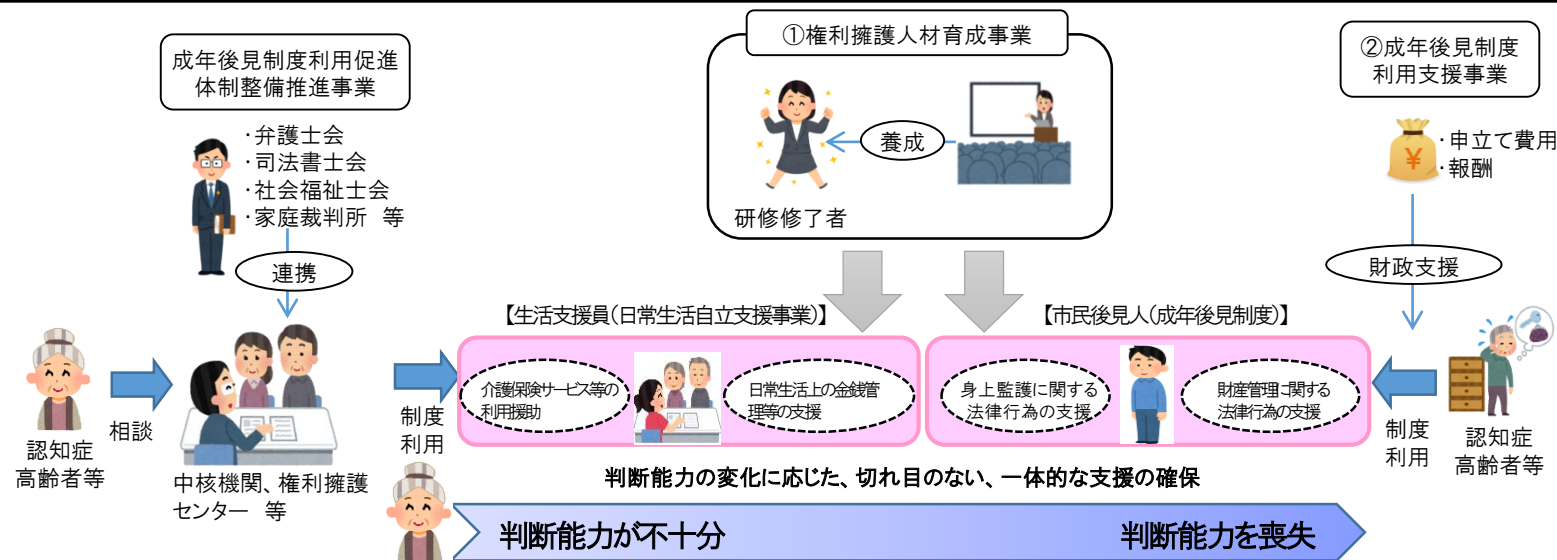
認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

事業内容(令和3年度予算)

- ① **権利擁護人材育成事業** 地域医療介護総合確保基金(介護分) **137億円の内数**
成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
 - ② **成年後見制度利用支援事業** 地域支援事業 **1,942億円の内数**
低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。
- ※ **成年後見制度利用促進体制整備推進事業等** 5.9億円(社会・援護局に計上)
成年後見制度利用促進のため、中核機関の整備や市町村計画の策定の推進、後見人等に対する意思決定支援研修等の取組を推進。



権利擁護人材育成事業の概要

1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

【事業例】

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」を養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

2. 事業創設年度 平成27年度（平成23年～26年は市民後見推進事業において実施）

3. 令和3年度予算 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

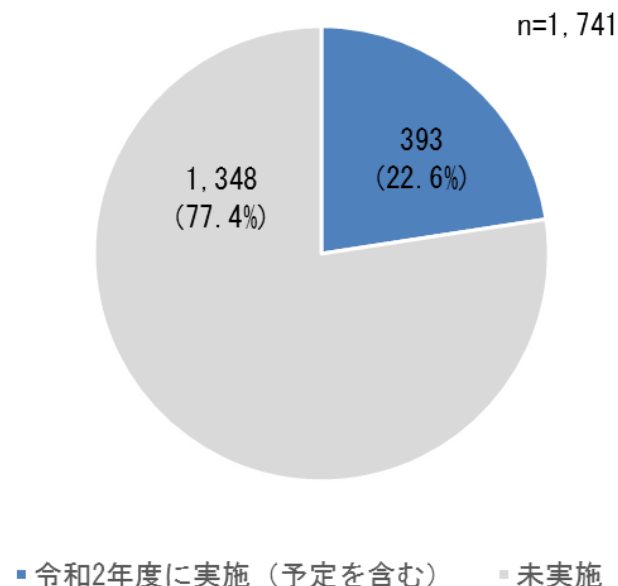
4. 事業実施状況（令和元年度実績：281自治体） 【負担割合】国2／3 都道府県1／3

- ・ 市民後見人の養成： 184ヵ所
- ・ 日常生活自立支援事業との連携： 95ヵ所
- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦： 98ヵ所
- ・ 市民後見人等からの定期的な報告をふまえた適切な助言・指導： 120ヵ所
- ・ 専門職との連携体制の構築（専門職との連絡会議の開催など）： 154ヵ所
- ・ 実務的支援組織（成年後見支援センター等）の設置 ： 106ヵ所

法人後見・市民後見人の活動状況、 受任状況について

市民後見人の養成に関する実施状況(令和2年4月1日時点)

○市民後見人の養成に関する事業の実施の有無



市民後見人の養成者数

合計 1万6,912名
(令和2年4月1日時点までの累計)

うち、成年後見人等の受任者数

1,541名

法人後見の支援員

2,018名

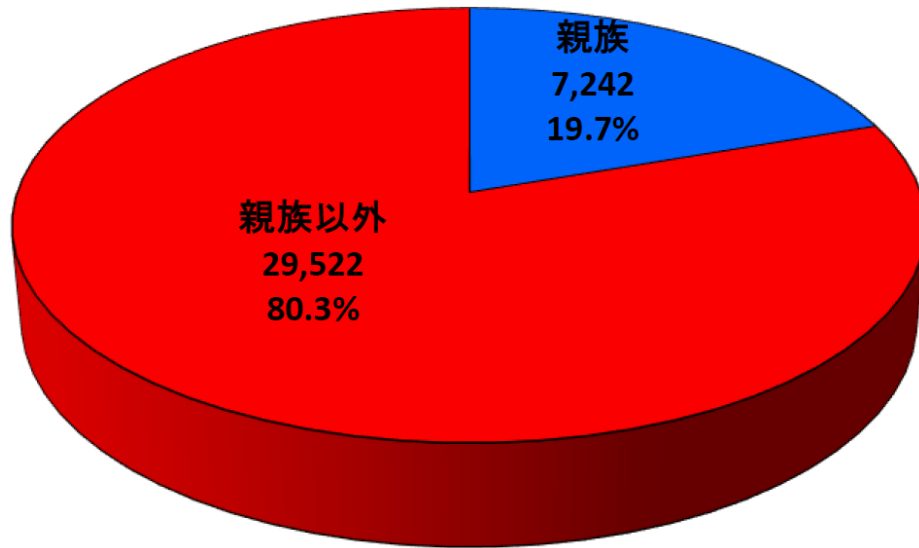
日常生活自立支援事業の生活支援員

2,566名

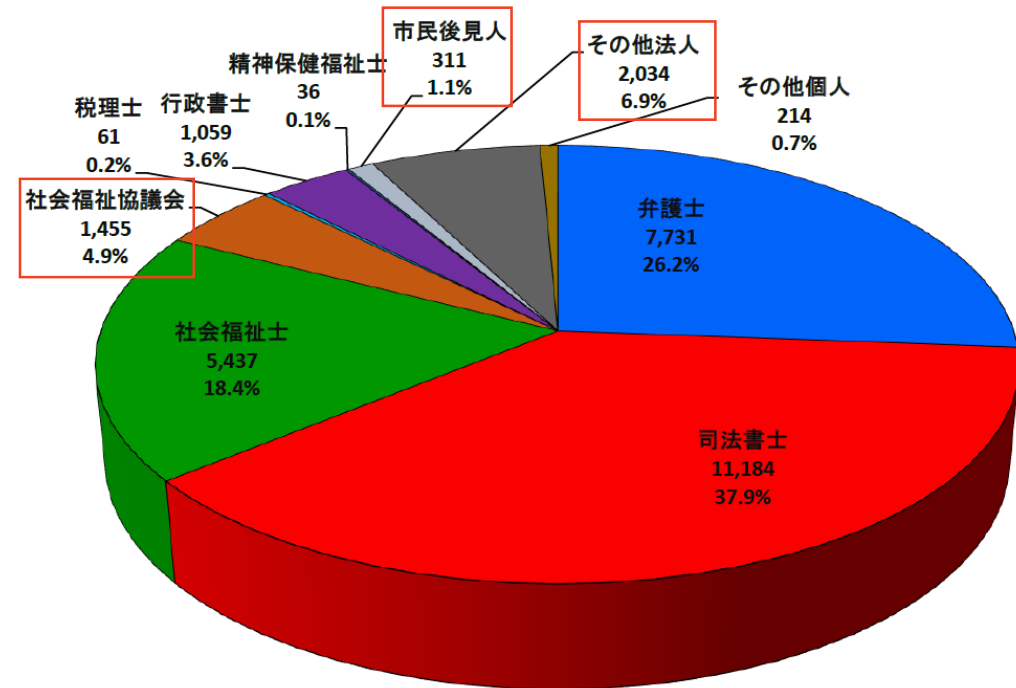
(令和2年4月1日時点)

成年後見人等と本人との関係

○親族、親族以外の別



○親族以外の内訳



(出典)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 一令和2年1月～12月一」

(注1) 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

(注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの(36,764件)を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数(34,520件)とは一致しない。

(注3) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、弁護士法人304件、司法書士法人472件、税理士法人0件、行政書士法人10件であった。)

(注4) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう(※2, 3)。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。